



令和6年度普通交付税等（市町分）の額の決定について

令和6年度に交付される普通交付税等の額が、7月23日総務省において決定されました。

交付決定額等の状況

《普通交付税額＋臨時財政対策債》

対前年度で、30億7,699万2千円の増額（+3.3%）（全国市町村分+0.2%）

<普通交付税額のみでは50億4,851万5千円の増額（+5.7%）（全国市町村分+3.3%）>

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	増減(A)-(B)	伸 率	全国伸率
普通交付税額	93,175,345	88,126,830	5,048,515	5.7	3.3
臨時財政対策債	2,050,720	4,022,243	▲ 1,971,523	▲ 49.0	▲ 53.7
合 計	95,226,065	92,149,073	3,076,992	3.3	0.2
地方特例交付金	8,171,233	1,666,012	6,505,221	390.5	448.6

- 注 1 数値は県内市町の合計です。
- 2 令和5年度の普通交付税額は、当初算定の額です。
- 3 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行することができるもので、基準財政需要額から振り替えられて算定され、その算定額は発行可能額を示しています。
なお、これにかかる元利償還金は、翌年度以降、基準財政需要額に全額算入されます。
- 4 地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金と個人住民税の定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための定額減税減収補填特例交付金の合計額です。なお、定額減税減収補填特例交付金は、令和6年度に限り交付されます。
- 5 普通交付税額および臨時財政対策債の数値および伸率は、各年度の不交付団体を除いた交付団体の市町村分の集計です。

交付決定額等のポイント

- (1) 基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）の増加が基準財政収入額の増加を上回ったため、普通交付税額＋臨時財政対策債の総額が3年ぶりに増加した。

≪基準財政需要額≫（臨時財政対策債振替前）

対前年度で、60億3,241万7千円の増額（+2.0%）

【主な増要因】（費目間の移動に関する増は除く）

- ・ こども子育て費の新設に伴う増
「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」や地方公共団体が地域の実情に応じて独自に実施するこども・子育て政策（ソフト）に係る増
- ・ 包括算定経費（人口）の増（会計年度任用職員への勤勉手当の支給による増等）
11億3,064万8千円の増額（+4.3%）
- ・ 高齢者保健福祉費（75歳以上）の増（後期高齢者医療給付費負担金の増等）
5億8,060万円の増額（+3.8%）
- ・ 清掃費の増（ごみ収集委託料の増等）
3億6,669万2千円の増額（+4.3%）
- ・ 高齢者保健福祉費（65歳以上）の増（介護給付費負担金の増等）
3億5,863万4千円の増額（+1.3%）

【主な減要因】（費目間の移動に関する減は除く）

- ・ 下水道費の減（地方債の元利償還金の減等）
7億484万6千円の減額（▲4.6%）
- ・ 公債費の減（地方債の元利償還金の減等）
3億8,911万6千円の減額（▲1.1%）

≪基準財政収入額≫

対前年度で、30億7,874万3千円の増額（+1.5%）

【主な増要因】

- ・ 地方特例交付金の増（定額減税減収補填特例交付金の創設）
48億7,891万6千円の増額（+390.5%）
- ・ 固定資産税（償却資産）の増（法人の設備投資の増等）
7億807万4千円の増額（+3.7%）

【主な減要因】

- ・ 市町村民税（所得割）の減（定額減税に伴う減等）
27億6,214万2千円の減額（▲4.4%）

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度(A)	令和5年度(B)	増減(A)-(B)	伸率
基準 財政 需要 額	個別算定経費(a) ((b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g) 除く)	230,289,323	225,241,187	5,048,136	2.2
	地域の元気創造事業費(b)	3,856,964	3,668,079	188,885	5.1
	人口減少等特別対策事業費(c)	4,360,015	4,345,139	14,876	0.3
	地域社会再生事業費(d)	2,420,936	2,422,229	▲ 1,293	▲ 0.1
	地域デジタル社会推進費(e)	1,789,746	1,742,566	47,180	2.7
	公債費(f)	33,798,240	34,187,356	▲ 389,116	▲ 1.1
	包括算定経費(g)	30,795,844	29,672,095	1,123,749	3.8
	基準財政需要額(振替前)(h) =(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)	307,311,068	301,278,651	6,032,417	2.0
	臨時財政対策債振替相当額(i)	2,050,720	4,022,243	▲ 1,971,523	▲ 49.0
	錯誤措置額(j)	135,760	▲ 24,136	159,896	
	基準財政需要額(振替後)(k) =(h)-(i)+(j)	305,396,108 (307,446,828)	297,232,272 (301,254,515)	8,163,836 (6,192,313)	2.7 (2.1)
基準財政収入額(l)	212,039,853	208,961,110	3,078,743	1.5	
錯誤による増減額(m)	▲ 29,582	10,318	▲ 39,900		
基準財政収入額(錯誤含む)(n) =(l)+(m)	212,010,271	208,971,428	3,038,843	1.5	
交付基準額(o) =(k)-(n)	93,385,837	88,260,844	5,124,993	5.8	
調整額(p)	210,492	134,014	76,478	-	
普通交付税額(o)-(p)	93,175,345	88,126,830	5,048,515	5.7	

※ () は臨時財政対策債を含んだ額です。

※調整額とは、地方財政計画における交付税総額に普通交付税額を合わせ付けるために設定されるものです。

(2) 市町別の状況(詳細は別紙のとおり)

① 不交付団体

- ・ 不交付団体はなし(2年連続)

② 交付団体

- ・ 県内すべての団体が交付団体(2年連続)
- ・ 県内10団体において普通交付税額+臨時財政対策債が増加

★普通交付税額+臨時財政対策債の増減率の高い3団体

増加率の高い3団体

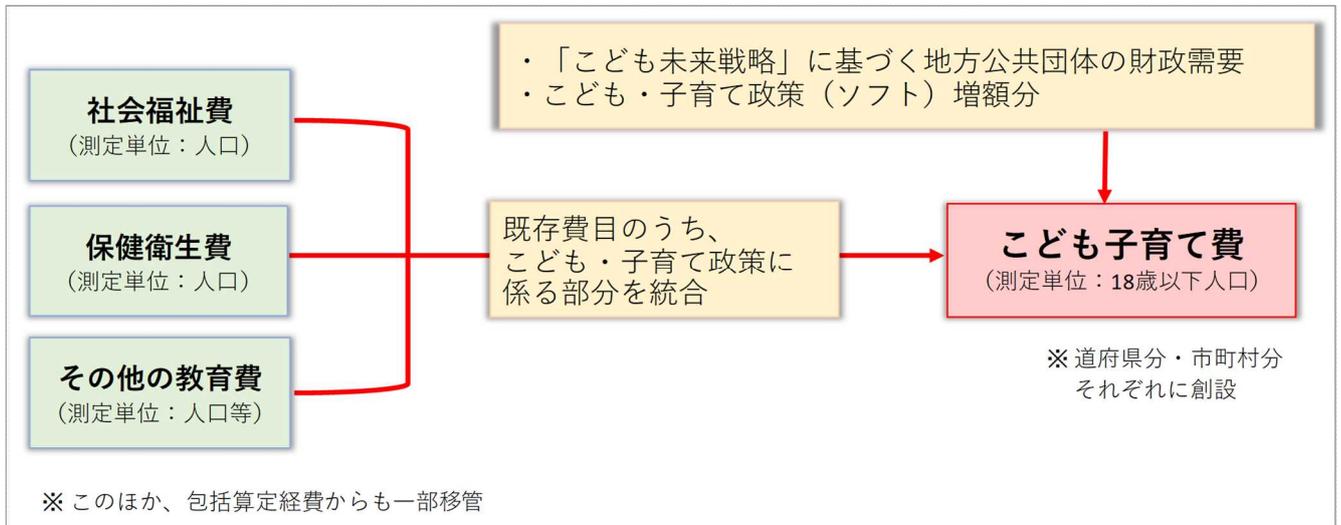
①野洲市 (+ 53.5%)	+993 百万円
②栗東市 (+ 26.0%)	+103 百万円
③守山市 (+ 18.4%)	+522 百万円

減少率の高い3団体

①竜王町 (▲ 86.2%)	▲ 89 百万円
②彦根市 (▲ 9.2%)	▲474 百万円
③日野町 (▲ 8.4%)	▲155 百万円

(3) こども子育て費の創設

- こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」の創設。
- 同費目において、「こども未来戦略」等に基づく地方公共団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、一括して算定。



- 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を実施。

(4) 給与改定および会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る対応

- 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費を算定。

(5) 物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ地方財政計画において計上された700億円を算定。

(6) 定額減税に伴う地方特例交付金の創設

- 定額減税による地方公共団体の減収を補填するため、定額減税減収補填特例交付金が創設され、交付額の75%を基準財政収入額に算入。